

関東学院大学ハラスメント調査委員会規程

(2008年6月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学ハラスメント防止委員会規程第6条に基づき設置されるハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(任務)

第2条 調査委員会は、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）の委嘱により、ハラスメント問題に係る事実を迅速に調査するために、相談員、申立人、被申立人、証人等から事情聴取を行い、その結果を防止委員会に文書で報告する。ただし、申立人及び被申立人については、防止委員会における事情聴取等に代えることができる。

(構成及び運営)

第3条 調査委員会の構成員は、次の各号のとおりとする。ただし、申立人又は被申立人と同一の学部、機関又は課等に属する者は、調査委員会の構成員としない。

(1) 防止委員会委員のうちから若干名

(2) 外部有識者1名

2 調査委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、調査委員会を招集し、議長となる。

4 委員長は、必要に応じ調査委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

5 調査委員会は、構成委員の3分の2の出席をもって成立し、議事は、構成委員の過半数をもって議決する。

(事務の所管)

第4条 調査委員会の事務の所管は、大学経営課とする。

(その他)

第5条 この規程に定めるものの他、調査委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、2008年7月1日から施行する。

2 この規程の施行により、「関東学院大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」（平成11年12月16日付施行）は廃止する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年2月6日に改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年5月7日から改正施行する。

附 則

この規程は、2023年3月1日に改正し、2023年4月1日から施行する。